

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 37 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 22 年 2 月 22 日（月曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 16 時 24 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田 委員外～大谷、窪之内				事務局	中嶋事務局長
欠席委員		なし					田湯次長
説明員		別紙のとおり		議 件			別紙のとおり
議 事 概 要	1 請願第 7 号 老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書 (平成 22 年 2 月 4 日付託)						
	(1) 討論 堀田委員（反対）、荒木副委員長（反対）、堀委員（反対）、酒井委員（賛成）、 渡辺委員（賛成）						
	(2) 採決						
	・委員長を除く 5 名による採決の結果、賛成少数（2：3）で不採択とすべきものと決定した。						
	・委員長付託事件審査報告は、第 1 回定例会で行うこととし、報告書の文案は、正副委員長に一任することに決定した。						
	1 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算について						
	(2) 平成 22 年度予算関連「いけまぜ夏フェス'10in 滝川」の開催について						
	(3) 条例の制定・一部改正について						
	(4) 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算について						
	(5) 平成 21 年度滝川市介護保険特別会計補正予算について						
	(6) 緊急雇用創出推進事業について						
	(7) 条例改正について						
	(8) 平成 22 年度予算関連について						
	(9) 次世代育成支援後期行動計画（滝川市こどもプラン）素案について						
	○ 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）						
	(10) 緊急雇用創出推進事業について						
	(11) 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算について						

議 事 の 概 要	(12) 「まちづくりセンター」・「未来につなぐ市民税1%事業」について
	(13) 消費生活相談業務の広域連携について
	(14) 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）
	(15) 緊急雇用創出推進事業について
	(16) 平成21年度滝川市一般会計補正予算について
	(17) 滝川市民福祉条例の一部改正について
	(18) 平成21年度滝川市老人保健特別会計補正予算について
	(19) 平成21年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	(20) 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算について
	(21) 滝川市税条例の一部改正について
	(22) 平成22年度国民健康保険税率等の状況について
	3 第1回定例会以降の調査事項について
	別紙調査事項のとおりとすることに決定した。
	4 その他について
	なし
	5 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することとした。
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 ㊞	

平成22年2月19日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成22年2月8日付け滝議第193号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部くらし支援課長	深 瀬 文 彦
市民生活部くらし支援課主幹	立 野 公 久
市民生活部くらし支援課主幹	樋 郡 真 澄
市民生活部くらし支援課副主幹	岸 祐 一
市民生活部くらし支援課副主幹	千 葉 豊
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課主幹	寺 崎 りえ子
市民生活部市民課副主幹	中 塚 智 勝
市民生活部市民課副主幹	堀 勝 一
市民生活部市民課副主幹	梅 津 敏 彦
保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部次長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	谷 本 敏 史
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課副主幹	伊 藤 澄 江
保健福祉部子育て応援課主査	杉 山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課主任主事	高 橋 美智子
保健福祉部介護福祉課長	山 崎 猛
保健福祉部介護福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課副主幹	米 澤 敬 子
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	川 崎 道 子
保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター主査	渡 邊 尚 子
経済部次長	若 山 重 樹
経済部商工労働課主任主事	青 木 康 男

(総務部総務課総務グループ)

第37回 厚生常任委員会

H22. 2. 22(月) 13:30
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 請願第7号 老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書
（平成22年2月4日付託）

- （1）討論
- （2）採決

2. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

- | | |
|---|------------|
| （1）平成21年度滝川市一般会計補正予算について | （資料）福祉課 |
| （2）平成22年度予算関連「いけまぜ夏フェス' 10in滝川」の開催について | （資料）〃 |
| （3）条例の制定・一部改正について | （資料）介護福祉課 |
| （4）平成21年度滝川市一般会計補正予算について | （資料）〃 |
| （5）平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算について | （資料）〃 |
| （6）緊急雇用創出推進事業について | （資料）〃 |
| （7）条例改正について | （資料）子育て応援課 |
| （8）平成22年度予算関連について | （資料）〃 |
| （9）次世代育成支援後期行動計画（素案）について
（滝川市こどもプラン） | （資料）〃 |

《市民生活部》

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| （10）緊急雇用創出推進事業について | （資料）くらし支援課 |
| （11）平成21年度滝川市一般会計補正予算について | （資料）〃 |
| （12）「まちづくりセンター」・「未来につなぐ市民税1%事業」について | （資料）〃 |
| （13）消費生活相談業務の広域連携について | （資料）〃 |
| （14）公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター） | （口頭）〃 |
| （15）緊急雇用創出推進事業について | （資料）市民課 |
| （16）平成21年度滝川市一般会計補正予算について | （資料）〃 |
| （17）滝川市民福祉条例の一部改正について | （資料）〃 |
| （18）平成21年度滝川市老人保健特別会計補正予算について | （資料）〃 |
| （19）平成21年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算について | （資料）〃 |
| （20）平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算について | （資料）〃 |
| （21）滝川市税条例の一部改正について | （資料）〃 |
| （22）平成22年度国民健康保険税率等の状況について | （資料）〃 |

3. 第1回定例会以降の調査事項について～別紙

4. その他について

5. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 37 回 厚生常任委員会

H22. 2.22(月) 13 時 30 分

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員長

全員出席。委員外～大谷、窪之内。プレス空知、北海道新聞、一般の方の傍聴を許可する。

1 請願第7号 老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書

委員長

前回の委員会で確認したとおり、本日は請願第7号に対する討論と採決を行うが、これに先立って行われていた老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める署名活動において、1,735 名の方から署名が寄せられ、本日、議長に提出されたことを報告させていただく。それでは、これより請願第7号に対する討論に入る。討論はあるか。

堀 田

新政会を代表して本請願の採択を否とする立場で討論する。(別紙)

委員長

ほかにあるか。

副委員長

市民クラブを代表して本請願の採択を否とする立場で討論する。(別紙)

委員長

ほかにあるか。

堀

公明党を代表して本請願の採択を否とする立場で討論する。(別紙)

委員長

ほかにあるか。

酒 井

日本共産党を代表して本請願の採択を可とする立場で討論する。(別紙)

委員長

ほかにあるか。

渡 辺

本請願の採択を可とする立場で討論する。(別紙)

委員長

これにて討論を終結する。これより挙手により採決する。ただいまの出席委員数は6名である。本請願を採択することに賛成の方の挙手を求める。(2:3) 挙手少数である。よって、本請願は不採択とすべきものと決した。

委員長付託事件審査報告については、3月3日開会の第1回市議会定例会で行うこととし、報告書の文案については、正副委員長に一任いただけるか。(よし) そのように決定する。以上で本委員会に付託された請願第7号に対する審査を終了する。ここで若干休憩する。

休 憩 13:55

再 開 13:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

2 所管からの報告事項について

委員長

平成22年度雇用交付金事業の概要について、経済部より説明がある。

青木主任主事

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。緊急雇用創出推進事業については、後ほど個別に案件が出ているので、全体についての質疑を受ける。質疑はあるか。(なし) この件については報告済みとする。(1)について説明願う。

(1) 平成21年度滝川市一般会計補正予算について

国嶋副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (1)については報告済みとする。(2)について説明願う。

橘部次長 委 員 長	(2) 平成 22 年度予算関連「いけまぜ夏フェス' 10in 滝川」の開催について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(2)については報告済みとする。(3)について説明願う。 (3) 条例の制定・一部改正について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。(4)について説明願う。 (4) 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。 減の理由が、滝川市以外も含めてということだったが、緑寿園の養護とそれ以外の減の中身について伺う。 川崎主査 委 員 長 退所の件数は 8 件で、おおむね緑寿園だったと認識している。 他に質疑はあるか。(なし)(4)については報告済みとする。(5)について説明願う。 (5) 平成 21 年度滝川市介護保険特別会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(5)については報告済みとする。(6)について説明願う。 (6) 緊急雇用創出推進事業について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(6)については報告済みとする。(7)について説明願う。 (7) 条例改正について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。 中央児童センターは、平成 22 年度は機能をそのまま残すということなのか、中身としては放課後子ども教室を実施するということなのか確認したい。 佐々木課長 委 員 長 窪之内委員外議員 平成 22 年度に児童館活動から放課後子ども教室に 4 館同時に移行する。 他に質疑はあるか。(なし)(7)については報告済みとする。(8)について説明願う。 (8) 平成 22 年度予算関連について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。 新生児全戸訪問事業について、第 2 子以降の新生児をどれぐらいと見込んでいるのか。保育士等の等の意味がよくわからないが、物理的に無理がない数字なのか伺う。 佐々木課長 委 員 長 副委員長 8 月ぐらいを予定しているが、現在 160 戸を見込んでいる。地域の方にもこういう状況を知っていただくということで、行政パートナーに主任児童委員さん等と一緒に回ってもらおうと思っている。回っている間については、若干臨時の職員の賃金が入っているので、そういう形で負担がかからないようにしている。 委 員 長 他に質疑はあるか。
---------------	---

窪之内委員外議員 公務員は各官庁で支給となっているが、どんな形で支給されるのか。新年度予算に計上されてくるのかということと、子ども手当だけ別になるのか、給料と一緒に入ってくるのかについて伺う。

佐々木課長 例えば市役所であれば、給料の中に一緒に入っており、財源については、国から交付税という形で入ってくる。道職員の場合もそうだが、国の場合も子ども手当ということで直接官庁に流れてくると思う。

高橋主任主事 市役所は給料と一緒に振り込みとなるが、自衛隊などは支給月に給料とは別に口座に振り込まれる場合もあるようである。2、6、10月の子ども手当の支給月に子ども手当相当額が給料と一緒に、もしくは別途に受給者の方に支給されるということで考えている。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)(8)については報告済みとする。(9)についてだが、内容は省略して考え方と今後のスケジュールのみ説明願う。

(9) 次世代育成支援後期行動計画(滝川市子どもプラン)素案について

佐々木課長 素案の配付が本日になったことをおわびする。次世代育成支援行動計画ということで、今まで市民会議のメンバーやアンケート調査などで計画の骨子について示してきた。この計画自体は、どこの町でもつくらなければならないと法律で定められているものである。前期計画の平成17年から21年までの5年間で終わっての後期計画であるということと、滝川市の場合は、21年4月に子ども条例がスタートしたので、それに基づく計画であるという2つの要素がある。今までの検討経過として、19年から条例の協議を行い、市民会議やまち懇などいろいろな形で子供のための施策を伺ってきた。今回21年度に後期計画をつくるということで、条例での検討をベースに前期計画の点検作業と7月には就学前児童と学校に行っている子供たちの世帯へのニーズ調査を行った。その後、市民会議、懇談会で検討いただき、庁内の関係課との調整を行い、このような形でまとまった。今後については、3月末までに計画策定に向けて素案を青少年問題協議会や保健医療福祉推進市民会議、育成会などに再度見ていただき、ホームページ、市内関係施設での閲覧を含めて最大限意見聴取をしていく。3月31日策定だが、策定したら終わりということではなく、国の子育て施策も変わっており、新たな子育てニーズに対応するため、毎年計画の見直しを図り、そのときの新たな課題に対応することとしている。きょうは時間がないが、随時皆さんからも意見をいただきたいと考えている。素案について、杉山主査からポイントだけ説明する。

杉山主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(9)については報告済みとする。佐々木課長。

○ 公の施設の指定管理者の指定について(中地区児童センター)

佐々木課長 議案関連ということで口頭で報告させていただきたい。中地区児童センターを中地区公民館運営委員会に指定管理したいということで、今回議案に提案させていただきたいと考えている。指定期間は平成22年4月1日から25年3月31日までである。

委員長 質疑はあるか。(なし) この件については報告済みとする。ここで所管入れかえのため休憩する。再開は14時55分とする。

休 憩 14:45

再 開 14:55

委 員 長	休憩前に引き続き会議を再開する。(10) について説明願う。
岸副主幹	(10) 緊急雇用創出推進事業について (別紙資料に基づき説明する。)
樋郡主幹	(別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わった。質疑はあるか。
酒 井	主に空知太墓地で行うとのことだったが、作業を行う墓地が何カ所で、どこなのか伺う。
岸副主幹	実施するのは、空知太墓地、滝の川墓地、江部乙墓地の3カ所である。空知太墓地は非常に急傾斜で土砂の堆積が早い、ほかの2カ所については割と平坦な墓地で土砂の堆積は少ないが、一応点検して必要な箇所は清掃したいと考えている。
委 員 長	他に質疑はあるか。
堀	募集期間と採用する基準があれば伺う。
岸副主幹	墓地については、屋外作業で土砂を扱う作業ということで健康な方ということである。時期については、4月に入ったらすぐハローワークと連絡をとり合って募集したいと考えている。
樋郡主幹	街路灯のほうだが、4月の広報等に掲載して募集する予定である。資格としては、運転免許証を持っていて、パソコン操作のできる方である。特に年齢制限はない。
委 員 長	他に質疑はあるか。
窪之内委員外議員	① 墓地の関係で、江部乙の18丁目の墓地は対象になっていないのか伺う。 ② 街路灯のデータは、電子住宅地図作成後、管理町内会にコピーなどを戻すのか伺う。
岸副主幹	① 江部乙の19丁目近くに墓地が1カ所あるが、排水路がなく、自然に散っている状況である。道路わきに側溝のようなものがあるので、そこも点検したいと考えている。
樋郡主幹	② できたデータについては、各地域にお渡しする。補助金にかかわらずに独自に取り組む場合もあると思うので、その都度こちらに連絡をいただき、相互で管理していきたいと思う。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし)(10) については報告済みとする。(11) について説明願う。
深瀬課長	(11) 平成21年度滝川市一般会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(11) については報告済みとする。(12) について説明願う。
千葉副主幹	(12) 「まちづくりセンター」・「未来につなぐ市民税1%事業」について (別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わった。質疑はあるか。
副委員長	① 市民税1%事業について、補助対象グループは町内会の場合は複数で連合町内会を組織して申請することとなっているが、これは町連協に加盟していることが条件なのか伺う。 ② 単位ではなく、複数という縛りをつけた意味を伺う。
千葉副主幹	① 町連協に加盟するしないについては、拘束することは考えていない。 ② 単位町内においては、10名を切るような町内会、会員の多い町内会もある

が、その町内会の会員だけの事業というのではなく、もう少し広域的に考えた受益、広域の部分で対象とした事業ということで、複数の町内会で新たに連合を組んでいただきたいと考えている。定款等についても新規につくるという部分が出てくるが、まちづくりセンターでフォローアップをしていきたいと考えている。

委員長
渡 辺 他に質疑はあるか。
市民税1%事業について、1%と決まっているので、その年に応募がたくさんあったり少なかったりした場合の考え方を伺う。

千葉副主幹 個人市民税の1%を上限ということで考えている。毎年変わるという部分、応募状況についても変化が出てくると思うが、前年度実績やまちづくりセンター等における情報交換等を含めながら予算を組んでいきたいと考えている。

委員長
窪之内委員外議員 他に質疑はあるか。
市民税1%事業の審査に当たっては、市民審査委員会を設けるとのことだが、その規模、審査委員の決定方法等について伺う。

千葉副主幹 規模は5人程度で考えている。審査委員の決定方法は、まちづくり活動に対して見識のある方ということで考えている。

窪之内委員外議員 今の基準だけで推進していくのか。あらゆる分野のところから申請があるので、年齢別、男女別、階層別など、いろんなことを検討する必要がある。5人がいいのかどうかも含め、そうした検討をしているのか伺う。

千葉副主幹 その辺も含めて検討したい。女性についても、5人とした場合には半数近く採用することを考えており、年齢構成についても広い範囲で考えたい。

委員長
堀 他に質疑はあるか。
市民税1%事業の報告会について、どのような場所で、こういった内容の発表を行うのか伺う。

千葉副主幹 例えばたきかわホール等で、ステージ上でパワーポイントで発表していただくとか、模造紙や紙ベースなど、手法は特にこだわっていない。その団体独自の手法で、5分、10分程度で皆さんにわかる形で発表していただきたいと考えている。

委員長
酒 井 他に質疑はあるか。
市民税1%事業の審査委員会についてだが、これまでのように団体等の長の方がするのではなく、あくまでもまちづくり活動に見識のある方ということで確認してよいか伺う。

千葉副主幹 今まで市民委員という部分ではかなり片寄りがあったということなので、その辺については、極力固まらないような形で考えていきたい。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (12)については報告済みとする。(13)について説明願う。

(13) 消費生活相談業務の広域連携について

樋郡主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺 それぞれの市町村に消費者協会等があると思うが、そこでの連携はどうなっているのか伺う。

樋郡主幹 この4町に消費者協会はない。行政が直接相談窓口を担当している。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (13)については報告済みとする。(14)について説明願う。

深瀬課長	(14) 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター） 幸町地区、扇町地区のコミュニティセンターと第1回定例会で議案提出を予定している滝川市児童館条例等の一部を改正する条例により、児童館からコミュニティセンターという位置づけに変更しようとしている大町地区児童センターの合計3館の指定管理者の指定については、本年度末をもって平成19年度からの3年間の指定管理期間が満了する。これらの施設は、地域との協働事業として地域密着型の施設であること、用務にも慣れ、管理運営体制も整っていることから、19年度からの3年間に引き続き、22年度から24年度までの3年間にについても、各施設の運営委員会を指定管理者として指定することが適当と考えられる。その管理を行わせるための議案を第1回市議会定例会に提案したいというものである。
委員長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。（なし）(14)については報告済みとする。(15)について説明願う。
中塚副主幹	(15) 緊急雇用創出推進事業について (別紙資料に基づき説明する。)
委員長 渡 辺	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。 市内の表示板が折れ曲がったりしているが、それらについてはどうするのか伺う。
中塚副主幹	住居表示板、番号板については、8年サイクルで見直しをかけている。今この事業で予定しているのは、紙ベースで新旧対照表を保存しているので、それをデータ入力して改正したいということである。
渡 辺 中塚副主幹	8年サイクルについて教えていただきたい。 市内で住居表示をしている町内が25あり、単年度は3つの町内としている。今年度は黄金町、朝日町、二の坂町の調査を行い、次年度に補修を要するところを補修するというので、それを8年でローリングしている。
委員長 酒 井	他に質疑はあるか。 様式に入力するというのは理解したが、その前提としてのフォームをつくらなければならないと思う。現在も使われている新旧対照表をそのまま入力するというだけでも、ある程度の技術が必要だと思うが、その辺について伺う。
中塚副主幹	旧地番と新しい何丁目何番何号ということなので、フォーム自体はそう難しくないという判断である。
委員長	他に質疑はあるか。（なし）(15)については報告済みとする。(16)について説明願う。
榎木課長	(16) 平成21年度滝川市一般会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。（なし）(16)については報告済みとする。(17)について説明願う。
榎木課長	(17) 滝川市民福祉条例の一部改正について (別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。
窪之内委員外議員	一般に肝機能障害といってもいろんな範囲があると思う。これに該当する肝機能障害の範囲は、どのようになっているのか伺う。
榎木課長	認定基準が明らかになっているが、相当細かいもので、対象者となり得る人とは、今回の福祉条例の関係では1級から3級までで、手帳が交付されるのは1

	級から4級である。1級は、日常生活がほとんど不可能となっている方、2級は、日常生活が極度に制限されている方、3級は、日常生活が著しく制限されている方、4級は、社会での日常生活が著しく制限されている方となっている。
委員長 渡 辺	他に質疑はあるか。 対象者13人の算出の根拠を伺う。思ったより少ないが、これは市立病院だけのデータなのか伺う。
榎木課長	実際の対象者の把握は大変難しい。昨年の全国厚生労働関係部局長会議の資料によると、今回の手帳の交付関係について、肝機能障害による1級から4級の該当者は、全体で3万人から5万人程度を想定しているとのことである。人口の比率で5万人という最大のところと比較して13人という数字となった。
委員長 堀	他に質疑はあるか。
梅津副主幹	制度の周知方法について伺う。 4月以降、広報紙、FMG'skyなどを活用した上で行いたい。重度心身障害者医療の年度分けについてだが、毎年8月1日から7月31日までとなっているので、その前までに周知する形をとるのも一つの方法と考えている。また、この肝機能障害の追加は、あくまでも身体障害者手帳をお持ちの方ということなので、福祉課に身体障害者手帳を取りに来られる方は、必ず市民課に立ち寄っていただくような形で連携をとりたい。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(17)については報告済みとする。(18)について説明願う。
	(18) 平成21年度滝川市老人保健特別会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。)
榎木課長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。
委員長	老人特会は、精算があるために残している会計だが、今回は何年度分の減が見込まれるための補正なのか伺う。
窪之内委員外議員	
梅津副主幹	平成21年度の予算組みについてだが、返戻分や請求おくれ分ということで完全に精算分で積算している。過去何年か分にわたって支払審査機関のほうで積算して請求が来るので、私どもでは内訳はわからない状況になっている。返戻や請求おくれについても、実際の中身は精査できないので理解願う。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(18)については報告済みとする。(19)について説明願う。
	(19) 平成21年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。)
榎木課長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(19)については報告済みとする。(20)について説明願う。
委員長	
	(20) 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。)
榎木課長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。
委員長	
酒 井	① 療養給付費が12月に多かった理由について伺う。
	② 特定健診について、40%を見込んでいたものが30%になったということだが、人数的にはどうなったのか伺う。
堀副主幹	① 11月と12月の比較でいうと、11月の1カ月分の保険給付費が2億5,900万円、12月には2億8,200万円と2,000万円以上伸びている。要因だが、1つは土曜、日曜、祝祭日という診療実日数の関係等があり、平日が11月が19日

だったのに対し、12月が22日と3日多かったこともあると思う。1年間の中の高い月と低い月との幅が結構あり、ことしは7月が一番高く、2億9,000万円あった。一番低かったのが5月の2億5,600万円ということで、4,000万円ぐらいの差が出ているので、何かがあって特別高かったというわけではない。

② 現状把握できるのが2カ月前の12月までの受診者数で、今年度に特定健診を受けられた方が1,672人となっている。対象者が約8,000人いるので、40%の目標である3,200人を30%の2,400人に下方修正させていただきたいということである。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(20)については報告済みとする。(21)について説明願う。

(21) 滝川市税条例の一部改正について

榎木課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(21)については報告済みとする。(22)について説明願う。

(22) 平成22年度国民健康保険税率等の状況について

榎木課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

窪之内委員外議員

中間所得層の負担を軽減することを目的に、法定限度額を引き上げるわけで、本当にそうなるのかが全く見えない。同じように資産割を廃止した場合の比較が出ているが、どの税率をもとに計算したのかがよくわからない。資産割をなくして全体の保険税をどこでどう賦課するのが提案されていないので、その基礎をどこで計算したのかがよくわからないのと、資産割があった人たちの対象世帯の減額が約倍となるのはわかるが、資産割のない人たちへの負担増を招かないようになっており、本当にそうした国保税の改定を予定しているのかわからない。案のようなものが示されるのはいつになるのか伺う。

榎木課長

安定した国保財政を運営していける見込みがなければと考えている。資産割減額、廃止と説明したが、まだはっきりしない部分もあるので、ほかを上げていくのではなく、資産割率を減らす、または廃止するというだけである。ほかの税率については、一切触らないという考えである。

堀副主幹

限度額の部分についてだが、今回限度額を引き上げると、滝川市の影響額では750万円ぐらいの増収になるという試算がある。これは、滝川市だけではなく全体的な話だが、限度額を上げなければ所得割を上げなければならないという状況に置かれている保険者も多数あり、所得割を上げると所得のある方全員にはね返るので、中間所得層へのしわ寄せになる。上限額を上げることで保険税を上げなくても済む、もしくは浮いた分を緩和に充てることができるという考えである。

窪之内委員外議員

今までは、限度額を超えている人も59万円に据え置かれていたわけなので、そういう所得が高い人たちだけに限度額が適用されるのはしかるべきだと思っていたが、限度額になる人たちの所得の水準が本当に高額と言えるかは微妙である。年間59万円を持っていかれる人たちの所得は、そんなに高くない。そういうことと、先ほどの資産割も含めた制度全体を根本から組み立て直して提案される可能性があるかと理解してよいかわう。

榎木課長

現段階でいろいろなものを総合的に見て判断したい。今回の税制改正も3月いっぱいになりそうなので、4月に臨時会を開催していただくことになると思う

- が、そのときにあわせて提案させていただければと考えている。
- 窪之内委員外議員 予算は3月末になるかもしれないが、それを想定した案が示されると思う。4月の臨時会でとなると、国保税の賦課がまだなので新年度から賦課するということだと思う。提案されてすぐということで、議会議論は、それなりの大幅な改定については一定の期間が必要だと思うので、できるだけ早い時期に提案していただきたい。3月のどこかで提案できないのか、どうしても4月になるのか伺う。
- 榎木課長 安定的な国保の運営ができるかどうかということで、平成20年度からいろいろと制度が変わってきており、それに対する精算やいろいろなものも変わってきている。21年度についても見えない部分があるので、それを確認しなければ動けないこともある。それが、例年だと3月末から4月初めにかけてわかるので、それを見ないと難しいと思う。それらが明らかになり次第、委員会などに提案する形を考えているのでよろしくお願いします。
- 窪之内委員外議員 新年度予算は、今のままで提案すると確認してよいか伺う。
- 榎木課長 今のままでの提案となる。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし)(22)については報告済みとする。榎木課長。
- 榎木課長 訂正をお願いします。(16)の説明の中で、資料2の歳入、歳出の合計額についてだが、例えば歳入の補正合計額を3,300万2,000円と説明したが、実際は、この網かけになっている部分の合計が補正額で、網かけでないところは見込み額ということで載せている。網かけの部分を足した額が今回の補正額の合計となるが、その金額は、この表には載っていないので了承願う。
- 3 第1回定例会以降の調査事項について**
- 委員長 別紙のと通りの調査項目で調査をすることでよいか。(よし)第1回定例会以降の調査事項は別紙のとおりとする。
- 4 その他について**
- 委員長 何かあるか。(なし)
- 5 次回委員会の日程について**
- 委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)以上をもって第37回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 16:24

【請願第7号 討論要旨】

◎新 政 会

本委員会に付託されました「老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書」につきまして、新政会を代表して採択を否とする立場で討論いたします。

今回の請願にある老人福祉住宅制度は、昨年4月に策定されました新滝川市活力再生プランにおいて、「介護保険制度の導入により、すべての居宅で家事援助等、必要なサービスを受けることが可能であることから、設置当初の目的が必ずしも現状に合っていないこと」、「実態として友愛訪問、配食サービス等、安否確認に関して、複数のサービスを受給している入居者がいること」、「今後、住宅戸数を拡大することができないことから、介護保険制度による訪問ヘルパー等の利用者との格差があること」などの現状の課題から、訪問ヘルパーなど、介護保険制度に基づく他のサービスを利用してもらうことにより、介護保険制度そのものの適正を確保し、老人福祉住宅管理事業を本年度末をもって廃止する方針が示されたところです。

こうした方針に沿って、所管では、6月10日、11日に江南団地、6月17日に東団地、6月25日に東町団地のそれぞれの入居者への説明会を実施するとともに、戸別訪問による聞き取りと相談を実施、そのほか、農村環境改善センターの入浴日の調整などを誠意をもって行ってきたと理解しています。

その後、本請願書が提出された翌日に開催された前回の厚生常任委員会においては、現入居者の急な負担増を回避すること、事業を長期化することによる公平性、公正性への是正の観点、見守り支援体制の構築など、入居者が継続して住むことができる条件を整えた修正案が示されました。

特に、仮称ではありますが、高齢者見守り協力員による1日1回の定期訪問、入浴料金の差額補てん、福祉除雪については、半額助成するなど、大幅に入居者の側に立った修正案については、大いに評価するものです。

よって、これまで譲歩した修正案を支持し、請願書の採択を否とする立場での討論といたします。

◎市民クラブ

私は市民クラブを代表し、「老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書」の採択を否とする立場で討論いたします。

まず初めに、今回の請願者たる「老人福祉住宅入居者家族有志の会」の皆様には、老人福祉を中心とした日ごろの取り組みに心から敬意を表します。

このたびの請願については、計画そのものを一たん白紙に戻すことを求められており、私ども会派としては、すべてに賛同できるものではありません。

請願趣旨で述べられているとおり、市側の廃止検討から今日に至るまでの住民説明や理解を得ようとする姿勢が不十分と言わざるを得ないと考えますが、以下の2点について意見を述べます。

まず第一に、市が当初示していた次年度からの完全廃止方針を再検討し、代替案提示に変更してきた点を考慮すべきと考えます。しかしながら今回の改正案では、団地を巡回する高齢者見守り協力員（仮称）の設置にかかわり詳細が提示されていないことから、安否確認や相談機能の強化も含め早急に具現化することを求めます。

第二に、今後の老人福祉施策において一番重要なのは、独居老人や支援を必要とされる高齢者に対する全市的な取り組みであり、一日も早く等しい受益と負担を実現することが重要と私どもは考えます。

私どもが一番望むのは、市と住民との決定的な対立ではない新たな信頼関係の構築であり、その意味において、継続的な話し合いがなされるべきと考えます。

市が提示した代替案は、いわゆる激変緩和的な措置と言えると思いますが、経過措置として設定した2年間という期間が、新タッグ計画の枠組みに位置づけられているものの、その妥当性に疑問もあることから、市側には、その期間に固執することは避け、今後も「老人福祉住宅入居者家族有志の会」や同じ団地内に居住されている住民の方々とも真摯に話し合われることを切に願い、討論いたします。

◎公明党

私は、本委員会に提出されました請願に対し、公明党を代表し、否とする立場で討論いたします。

滝川市における高齢化への流れは、今後も急激に進行することを考えるとき、老人福祉住宅に限らず、全市的課題として安心・安全な地域社会をいち早く構築することが求められています。その意味で、この請願に盛り込まれている地域で安心して暮らせる福祉施策の検討の必要性については、賛同することができます。

一方で、本市の厳しい財政状況の中で、市民が公平にサービスを受けられるよう努めなければならないことも現状としてあります。

公明党は、これまで滝川市活力再生プランに老人福祉住宅制度の廃止が盛り込まれていることで、そのことを認めてきたことは一度もありませんでした。この廃止案を滝川市が提案するに当たり、関係住民の皆様によく説明すること、そして、理解を求めるよう市側へ要望してきました。

そこで、今回提案されている修正案では、住民理解という点に関しては、大いに反省していただかなければなりません。入居者の極度の負担を軽減するために努力されたことを評価しています。そして、入居者の入浴・安否確認等の課題については、今後も入居者の要望等をお聞きする中で改善していかねばなりません。

公明党は、心の支えや安否確認の課題は、地域包括支援センターを核に、町内会・老人クラブ・新聞配達店などの協力体制を構築すべく、そのための環境整備を急ぐべきと考えています。

その意味で、地域に限定するべきではなく、発展的に全市の安心・安全のまちづくりへのスタートとするため、このたびの請願に反対し討論とします。

◎日本共産党

日本共産党の酒井隆裕です。私は日本共産党を代表して、本委員会に付託されました請願第7号「老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書」に賛成の立場で討論を行います。

最初に、寒い中必死に1,735筆もの署名を集められました請願者である老人福祉住宅入居者家族有志の会代表の皆様を初めとした市民の皆様に心からの敬意を表します。

以下、この老人福祉住宅廃止計画に反対し、計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願に賛成する理由を述べます。

第一に入居者の多くが高齢であり、拙速な制度廃止をするべきではないという問題です。少なくとも80歳代の方が15人、90歳代の方が5人もいらっしゃいます。こうした方々にとって環境が突然変わることが市はどのように感じているのでしょうか。公衆浴場に行くことになれば入居し続けることができなくなることも想定されます。転居や施設入所となればさらなるストレスが影響することでしょう。

80代、90代以上のお年寄り、滝川市の宝ではありませんか。その宝をないがしろにしてはなりません。請願事項のとおり白紙に戻すべきです。また、それが無理でも募集停止にとどめるべきではないでしょうか。

第二に本委員会で報告された修正案が極めて不十分であるということです。

請願者は共同浴室、除雪、ヘルパーといったさまざまな支援があることを条件に引っ越しをしてきたことへの配慮が不足していると述べました。修正案では、共同浴室の廃止は変わらず、公衆浴場の料金を週2回半額補助にとどまっています。除雪も福祉除雪の半額補助、常駐ヘルパーに変えて生活協力員の訪問となり、本質的には変わっていません。しかも2年間の期限つきです。

請願者は、サービスを有料化すること、除雪を個々で行うことなどの提案を行ってきましたが、市は、修正案については最後のもので譲歩できないと突き放しました。少なくともふろの維持は行うべきです。また、請願者の提案を真剣に検討することが必要です。

第三に廃止方針に道理がないことです。高齢者増加に伴って介護施設不足は全国的にも深刻な問題となっています。こうした中、ケアつき住宅、老人福祉住宅は、施設依存を減らす上でも有用な施策であると注目されています。しかし、滝川市は介護保険制度で必要なサービスが受けられるとしており、ほかの市民との格差から廃止方針を出しています。しかし、市は現状でも自宅に住み続けることができず、施設に入所したくてもできない介護保険制度の課題をどのように考えているのでしょうか。こうしたケアつき住宅制度を拡充することが全国的な流れです。これに対し廃止というのは全く後退した考え方です。

財政的な面でも、タッグ計画では179万5,000円の削減というものでした。市は修正案の市負担額13万円について、効果額によらない制度に対する考え方を整理するものと述べましたが、この考え方を進めれば市民サービスをどんどん低下させることになってしまいます。また、署名を集められた方は、どこを回っても老人福祉住宅廃止計画について知らなかったという声が多かったと聞いています。その意味でも市民はもちろんとして入居者や家族も知らない中での廃止案でした。

さらに新制度についても不明です。全市的な老人福祉政策が必要なことは言うまでもありませんが、まだ大まかな枠組みさえ見えていないではありませんか。町内会などを中心とした見守り体制というのも組織力が弱体化する中では絵空事にしか思えません。

本来であれば、全市的な老人福祉政策ができてから老人福祉住宅制度について検討するのが正しい筋です。それを住宅廃止してから検討では全く逆ではありませんか。

以上申し上げ請願への賛成討論といたします。

◎渡辺 精 郎

市民の声連合の渡辺精郎です。私は、老人福祉住宅入居者家族有志の会の代表の皆様から提出のありました「老人福祉住宅制度の廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書」の採択を可とする立場で討論いたします。

まずは、老人福祉住宅入居者家族有志の会の代表の皆様の勇気ある行動に敬意を表します。市長に2回、議長にも2回の陳情をされたわけですが、いずれも廃止方針を変えるという意向は示されず、少々の「配慮案」を示しただけで、今廃止しようとしています。老人福祉住宅に入居されている本人はもとより、ご家族の主張は、まさにそのとおりだと思います。

請願書の第一に言われていることが、すべてを言い切っています。つまり、「入居者が、共同浴場・除雪・ヘルパーのさまざまな支援があるという条件で市内外から引っ越ししてきたことへの配慮が、現状では余りにも不足している。特にヘルパーを心のよりどころとしている方々は、路頭に放り出されると言っても過言ではない」とあります。

まさにそのとおりで、先日の本委員会での請願の折に、請願者の一人である飯田さんのお母さんは、深川市に住んでおられましたが、滝川市に進んだ老人福祉の在宅制度があると聞き、応募されて入居されました。滝川市の福祉対策にご親族も感謝されていたそうです。ところが、今回の冷たい措置に驚いています。それまで住んでいた深川市の市長に何と言って説明するのですか。「滝川市の福祉パフォーマンスに乗って応募されて、滝川市へ引っ越しされて、それはお気の毒様」となっ

てしまいます。近隣自治体間の信頼を失いかねない問題です。

一方、この問題は、議会と市役所の市政執行の関係でも極めてよろしくない悪弊を残しました。新タッグ計画に「老人福祉住宅の廃止案」は確かにありました。しかし、それは多くの改革案の一つであり、集中して質疑や発言の時間はありませんでした。まして、メンバー外の私の発言は限られており、改めて審議するときに意見を言おうと構えておりました。昨年4月末に新タッグ計画がまとまりましたが、市役所では、私たちの厚生常任委員会に全く報告もなく、極秘裏に、いきなり6月には居住している老人を集め、「今年度いっぱい、老人福祉住宅制度を廃止する。議会でも決まった」と話したとのこと。このような新タッグ計画方式で、「議会で決まった」と言えるのでしょうか。今後の「行政改革委員会」なるもののあり方に異議の申し立てが必要でもあります。

廃止案を正式に提示したものは、2月5日の厚生常任委員会に「修正案」なるものが提出されたのが初めてであり、居住者に配付したプリントは、そのご家族から渡されて、あれれという状態でした。

厚生常任委員の私が、12月の定例会本会議で市長に質問しなければならないとは、どういう地方自治体ですか。住民代表の議会のあり方が問われるシビアな問題であると言わざるを得ません。

一方、滝川市の方針は、介護保険制度が導入され、高齢化人口が進む中で、公平化や対象者拡大の方針はそのとおりであります。だからといって移行措置の時期を設けず、役所の権力で福祉に必要な老人を路頭に迷わすような施策を強行するのでは、福祉重視の滝川市の看板が泣いています。

行革の観点からも、何千万円、何億円という財政改革であれば考える必要はあります。しかし、年間200万円足らずの行革を社会的弱者に強行する態度は、田村市政の末期的症状ではないでしょうか。

明年春には、地方自治体の首長・議員の選挙があります。老人の生活や命にかかわる将来的な大切な問題は、地方選挙の結果の市長が長い目で取り組むことが大切です。特に今は、国も政権交代が行われ、福祉政策も確定していない今は、先ほど申し上げた移行措置のため、滝川市も議会も知恵を出し合い、まずは、住んでいる老人の幸せとご家族の納得を優先し、時間をかけて穏やかな施策に変更する努力が必要ではないでしょうか。

滝川市は、この制度を廃止しても、サービスなしでそのまま今までの老人は住んでもらうと言います。

ここに3枚の写真があります。昨日、江南団地のヘルパーさん宅で、おふろ、休憩室、ナースコールの命の電話を写真に写してきました。ヘルパーさんの住んでいる住宅のこのような立派なおふろ、休憩室は役目を終えるのでしょうか。大金をかけてすぐ放棄してしまう、壊してしまう、せっかく雇ったヘルパーを解雇するなど、滝川市得意のむだ遣いと解雇首切りではないですか。お年寄りが心の支えとしているヘルパーを廃止し、高齢者見守り協力員の配置とか、入浴料金の助成をするなどという小手先の修正案では納得されません。

昨日視察しました江南団地は、大雪に埋まっていました。除雪・排雪は、自分の責任でやりなさい、お金を出して業者に頼みなさいと言っても、今までのサービスの既得権はどこに消えるのかと入居老人とその家族は怒り心頭になるのは当然だと思います。

また、「地域の支え合い」は理想ですが、町内会や老人クラブ、ヘルスコンダクターなどの組織が積極的に取り組める条件整備にも時間がかかることであり、このような権力行使で強行しては、地域の方々に反発され、協力してもらえなくなります。そのためにもこの廃止計画を一時停止されることを申し上げ、私の討論といたします。